

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年11月1日(金) 15:00~15:37

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、  
くさか景子、相原高広、井坂新哉

#### (2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、経理課長 奥澤陽一  
参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課副課長 八木和則

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (杉本座長)

それではただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

前回、10月15日の当連絡会において、検討事項の2「議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い」から7「指針における使途の明確化」について、ご協議をいただきました。

その際に、皆様方からいただいたご意見等を踏まえ、本職において、資料1「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」を作成いたしました。

これは、検討事項2から7についての当連絡会としての方向性の案を取りまとめたものでございます。

この座長案について、議会局に説明をさせます。

#### (経理課長)

それでは、「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

まず、「2 議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い」でございます。

(1)「事務所費(共有を含む)」でございますが、議員本人・1親等の親族・生計同一親族所有物(共有を含む)である場合、充当不可としております。

また、議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等の法人所有の場合についても、充当不可としております。

なお、これにつきましては、契約関係の問題があるため、令和2年度中に整理を行うこととし、令和3年度から適用することとしております。

(2)としまして、「人件費」でございますが、こちらは、1親等の親族・生計同一親族を政務活動補助職員として雇用する場合、充当不可としております。

なお、これにつきましても、雇用関係の問題があるため、令和2年度中に整理を行うこととし、令和3年度から適用することとしております。

(3) としまして、「調査研究費（調査研究委託・県外調査出張の同行）」でございます。

こちらは、1親等の親族・生計同一親族への調査研究委託は、充当不可としております。

また、議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等の法人への調査研究委託についても、充当不可としております。

さらに、1親等の親族・生計同一親族の同行は充当不可としております。

次に「3 議長提出する書類の追加」でございます。

(1) 「電話代などの領収書のみでは、充当項目が不明確なものに明細添付を義務付ける」につきましては、明細書の添付を義務付けることとしております。

(2) 「議員・会派での保存を義務付けている書類を議長提出書類とする」についてでございますが、こちらは現行どおりの取扱いとしております。

次に「4 タクシー代及び車両リース代等について」でございます。

(1) 「タクシー代の伝票に利用区間(町名まで、主な経由地)、利用目的を記載」については、伝票に利用区間(乗車地・主な経由地・降車地)、利用目的を記載とし、併せて、利用区間は町名までの記載とするとしております。

(2) 「タクシー代の伝票に(1)に加えて使用議員名を記載する」ことについては、現行どおりの取扱いとし、使用議員名の記載は不要としております。

(3) 「タクシー利用はやむを得ない場合に限り充当することとし、やむを得ない事由を記載」については、現行どおりの取扱いとしております。

(4) 「車両のリース代」については、現行どおりの取扱いとし、充当可としております。

(5) 車両の維持管理に係る費用については、前回連絡会でご意見等がありましたが、当面、現行どおりの取扱いとしております。

次に「5 支出伝票等の様式変更」でございます。

(1) 「会計帳簿の見直し」につきましては、会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載することとしております。

また、支出伝票に会派名を必ず記載することとしております。

(2) 「視察報告のあり方・政務活動費(県外・国外)支出票をより詳細に記載」につきましては、現行どおりの取扱いとしております。

次に「6 伝票の備考欄等への記載事項の追加」でございます。

(1) 「会議費について会議のテーマを記載」については、会議のテーマ、場所等を記載することとしております。

(2) 「電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がないときは利用区間を記載」につきましては、領収書添付の場合、支出伝票の備考欄に乗車区間を記載することとしております。

(3) 「宛名が会派名の場合で、個人議員や複数議員が共通して支出したものについては、該当議員名を記載」については、現行どおりの取扱いとし、議員名の記載は不要としております。

(4) としまして、「資料作成費について、金額に関わらず作成部数を記載」でございますが、これにつきましては、金額にかかわらず、作成部数を記載することとしております。

最後に、「7 指針における使途の明確化」でございます。

(1) 「広報・広聴費の事例に「新聞等掲載料」を追加」につきましては、指針における「具体的な経費の事例」に「新聞等掲載料」を追加することとしております。

(2) 「リボ払い、ボーナス払いは対象外であることを明確化するため「クレジット決済は一括払いのみ」を追加」につきましては、運用指針に「クレジット決済は一括払いのみ」を追加で記載することとしております。

(3) 「宿泊費の取扱い」でございますが、研修費の「具体的な経費の事例」に「宿泊費」を追加することとしております。

(4) 「切手・はがきの購入における制限方法」につきましては、切手について、指針の記載内容を「一月当たり1万円を充当限度額とする」に改正することとしております。

(5) の「事務所費における管理運営費等」につきましては、前回連絡会でご意見等がありましたが、当面、現行どおりの取扱いとしております。

(6) の「名刺作成費の取扱い」につきましても、前回連絡会でご意見等がございましたが、当面、現行どおりの取扱いとしております。

「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性(案)」に係る説明は、以上でございます。

(杉本座長)

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました事項について、ご意見やご質問がありましたらどうぞ。

(井坂委員)

取りまとめありがとうございました。

私から皆さんにちょっと、ご意見を聞きたいなというものがありますので少し話をさせていただきます。

私たち会派がこれを検討するに当たって、まずは先進的に取り組んでいるところの例を参考にして、見直しを図ったらどうかという観点を持っています。

もう一つは、これまでの本県議会の中で政務活動費に関する裁判とか、監査などが行われたというケースがありましたので、そういうものを参考にして見直しを図ったらどうかという立場で見えてきていました。

その中で、議員、会派での保存を義務づけている書類を議長提出とするということを私から提案させていただいたのですが、その中で特に、視察の報告書のことをここに書かせていただきました。

考えられる課題等の中で、未成熟な検討課題など、まだ公表できない内容が含まれる可能性があるというふうに書かれていますが、未成熟なところというのが、いまひとつ想像ができなかったのが、今までにそういう例があったのか、また、皆さんが考えられるところはどういうところなのかなということをお聞きしたいというのが一つです。

もう一つ、報告書はそれぞれの会派で作成したものを保存しているということだと思いますが、団の中で、例えば公表を求められた時に公表できないということで断る例があるのかどうか、というところをそれぞれ皆さんのところでどのように考えられているのかなということをお聞きしたいなと思っています。

それから、もうひとつ広報・広聴費なのですが、私は視察の報告書や広報・広聴費の成果物というのは、議長提出書類にしてその後、ホームページで公開していいのではないかなと思っているのです。

その中で、広報・広聴だと元々多くの人に知らせるものなので、そういうものであれば別にホームページで公開してもいいのではないかなと思っているので、その点をどのように考えているのかお聞きしたいというのが二つ目です。

三つ目が会派交付の場合で、これは伝票の備考欄とタクシーのところなどもそうなのですが、使用議員名を備考欄に書くということについて、私はそちらの方が会派交付としても、はっきりするからいいのではないかと思っています。

この点を記載しない方がいいのではないかというご意見があれば聞かせていただきたいなと思っています。

その3点、皆さんに少しご意見伺いたいなと思っています。

**(杉本座長)**

私の方から先にお話をしますけども、未成熟な検討課題とはどういうものか。

例えば私どもが調査に行った時に、私どもが期待をしている内容、当初、私どもが見込んでいた調査とかけはなれてしまったものもある。

例えば、神奈川県と他県と比べて、これはどうも性質が違うとか、それが行ってみて分かるケースが多く見られる訳です。

それともう一つは、いろいろな方にお会いするケースも出てくる訳ですね。

いろいろな方にお会いした場合に、その方々の名前を公表するのは非常に問題があるだろうというケースもあります。

名前を公表しないで欲しいと言われる方も中にはいらっしゃる訳でございます、そういう場合も含めてやはり成果を全て議長の方へ提出するのはいかがなものかと思っています。

併せて、政務活動費（県外・国外）支出票というものを出している訳です。

これには視察の目的、行った議員の名前、そして実施場所とか日程とか全て入っている訳です。

これを議長の方へきちっと提出している訳で、当然記載をする内容については、その人の思いもある訳ですから、こういう成果があったと言われる方も中にはいらっしゃると思います。

県民の方々がこの調査をみた時に、この支出票で十分対応できると思っております。

併せて、議会の本会議や委員会等の質疑の過程の中で、例えばいろいろと当局の方からご答弁をいただいた中で、私どもはこのような調査に行ってきた、こうだったということ公表しているケースが議会をみると相当ございます。

それが、結果として皆様方に調査の成果として公表できているというふうに私は考えています。

ですからそういった意味で、今の保存しておくべき成果ということに対しては、このままでよろしいという思いでいます。

それから、成果物に対して公表してくれと、見せてくれ、というのは、他会派は知りませんが、自民党としては案件ごとに個別に対応していくつもりでおります。

過去にそういう例があったかというのは、今まで一度もありません。

無かったから公開したことはないです。

**(井坂委員)**

広報・広聴費の議会報告やアンケート等は、多くの人に配るものだと思います。

そういうものは元々、皆さんに知らせているものなので、ちゃんと提出書類にしてホームページに載せておいても全然支障がないのではないかと私は思っています。

**(杉本座長)**

その成果物の取扱いはどうなっていますか。

**(井坂委員)**

会派保存になっていますよね。

(杉本座長)

課長の方からお答え頂きたいと思います。

(経理課長)

成果物につきましては会派保存ということになっております。

(杉本座長)

成果物はそうですが、広報・広聴費の中で例えばタウン誌に掲載をすとか、いろいろなケースがございますよね。

それは提出していないですか。

(経理課長)

ご提出いただいている状況です。

それを作成した領収書につきましては支出伝票に添付していただいております。

(井坂委員)

次にタクシー代とか、領収書に使用議員名を書いた方がよいと思っています。

(杉本座長)

今の現状は、会派交付になっておりますので、私は現行どおりというふうに考えております。

他会派の方はどうですか。

今の共産党のご意見に対して、何か意見がございますか。

(なし)

私が、いろいろと申し上げましたけれども、今の現行どおりということでもよろしいですか。

(細谷委員)

はい。

(栄居委員)

はい。

(谷口委員)

はい。

(くさか委員)

はい。

(相原委員)

あえて言えば、うちの会派はそもそも論として、視察した調査の成果をペーパーで出すのが本来の姿かという点について疑問があります。

調査した成果はやはり本会議や委員会の発言、議員の本来の活動の中で示すのが本筋だという考えが基本的にあるので、井坂委員のご意見は分からない訳ではないのですが、若干違和感を持っています。

タクシー代の領収書は、うちの会派の場合、会派と議員に分けて交付を受けていますので、最初からオープンになっていますので、特段議論はないです。

(井坂委員)

ありがとうございました。

それぞれ少し論議していただきたいと思っていたのは、実は、先進的な取り組みの一つに視察報告書をホームページで公開しているところは、10府県あります。

ですから、既にそのように先進的にやられているところがあるので、そういうのに倣って、神奈川県も同じような形で取り組めるのではないかと私は思っています。

正直、県内の市町村の中でも視察の報告書をホームページで公開しているところもある

ので、ぜひそのような形にした方が、より開かれた形になるのではないかと考えていますので、少し皆さんの意見を聞かせていただきたかったからです。

(杉本座長)

これだけは申し添えておきますけれども、この1年の中で、全てが、100%、県民の方々に分かっていただける体制が整うかという、整いません。

これは、時間的な問題もございます。

様々な問題がございます。

まずは、出来る所から手を付けていく。

これは1年でおしまいにするものではございませんので、今後の課題としてそれを検討していければいいと思っております。

他に何かございますか。

(なし)

(杉本座長)

それでは、本職といたしましては、ただいまの座長案のうち、見直しや取扱いを変更するとなっているものについては、基本的に、令和2年度交付分から適用したいと考えております。

また、先程のご説明の中でありましたように、事務所費、人件費につきましては、例外としたいと思います。

具体的には、契約関係や雇用関係があるため、当該議員については、令和2年度中に整理し、令和3年度交付分から適用ということにしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(井坂委員)

これもう決まりという形になりますか。

(杉本座長)

いまここで決めません。

これはお持ち帰りいただき各会派でご検討いただいて、次回には決めたいと思います。

(井坂委員)

分かりました。

(杉本座長)

続きまして、検討事項の1「透明性の向上のための情報公開のあり方」について、協議いたしたいと思います。

お手元の資料2「政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性」をご覧ください。

前回の検討事項の2から7までと同様、左側から「検討事項の大項目」、「検討事項」とありまして、中ほどに、本職におきまして、「現行の取扱い」、「考えられる課題等」を記載いたしました。

そして、右側の「方向性」の欄を空白としてあります。

続きまして、資料3「会計帳簿、伝票及び領収書等証拠書類の公開に係る全国議会の状況」をご覧ください。

これは、他都道府県の状況を議会局にまとめさせたものでございます。

これにつきまして、議会局に説明させます。

(経理課長)

それでは、「会計帳簿、伝票及び領収書等証拠書類の公開に係る全国議会の状況について」、説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

まず、「1 ホームページ上での公開」でございます。

(1) 「伝票及び領収書等証拠書類のホームページ上での公開状況」ですが、全国 47 都道府県議会のうち、現段階で、20 都府県がホームページ上での公開を実施又は実施予定としております。

内訳は、平成 29 年度以前に公開開始が 7 府県、平成 30 年度に公開開始が 7 都県、令和元年度に公開開始が 4 府県、令和 2 年度に公開予定が 2 県となっております。

具体的な都府県名は、資料をご覧ください。

(2) 「伝票及び領収書等証拠書類のホームページ上での公開の根拠規定」ですが、条例で規定が 10 都府県、その他の規程で規定が 1 県、指針・手引き・マニュアル等で規定が 8 県、根拠規定等なしが 2 県となっております。

このうち、群馬県が条例及びその他規程の両方で規定しているため、合計としては延べで 21 となります。

(3) 「ホームページ上で公開する伝票及び領収書等の証拠書類の枚数と従事職員数」ですが、枚数は 3,750 枚から 40,000 枚まで、従事職員数は資料記載のとおり、都府県によって様々となっております。

なお、最下段の太枠で囲んだ部分に本県の状況を記載しておりますが、証拠書類の枚数は約 50,000 枚、従事職員数は常勤職員 3 人、日々雇用職員 2 人となっております。

証拠書類の枚数は、ホームページ上で公開している都府県と比較すると、最も多い状況となっております。

(4) としまして、「ホームページ上での公開に係る予算」ですが、資料記載のとおりとなっております。

次に「2 閲覧制度による会計帳簿、伝票及び領収書の写し等の閲覧開始日」でございます。

現在、全国で 45 都道府県が情報公開請求を必要としない閲覧制度により、会計帳簿、伝票及び領収書の写し等を閲覧に供しております。

45 都道府県の閲覧開始日の内訳については、資料記載のとおりでございます。

なお、閲覧にあたり、情報公開請求を必要とするのは、本県と埼玉県のみですが、埼玉県については、情報公開請求書を提出すれば、当日中に閲覧可能となります。

本県では、神奈川県情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、情報公開請求があった日から起算して 15 日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定をしております。

「会計帳簿、伝票及び領収書等証拠書類の公開に係る全国議会の状況について」に係る説明は、以上でございます。

(杉本座長)

ただいま説明のありました事項について、ご質問がありましたらどうぞ。

(井坂委員)

2 ページ目の裏のところで、ホームページ上でも公開に係る予算というところがある中で、毎年度かかるものと初期費用だけで大丈夫なものと思っておりますが、分けて教えていただけると助かります。

(経理課長)

1 の (4) をご覧いただきたいと思いますのですが、例えば、PDF 化のためのパソコン購入費用は初期費用でございますが、サーバ運用管理ですとか、領収書等データ作成につきましては、毎年かかる費用でございます。

ホームページの改修につきましては初期費用と思われまして。

ウェブサービス料につきましては、標準年と更新年で記載のとおりでございます。

コンテンツデザイン料につきましては、最初にかかる費用と思われまして。

レンタルサーバー料は毎年かかる経費となるかと思われます。

(谷口委員)

いまのところ、ウェブサービス料の標準年と更新年というのは、例えば契約の更新、2年に1回とかという意味ですか。

(経理課長)

ご指摘のとおり、更新年、あるいは最初に係る費用はこちらの金額、次の年からは64万円とかいう形になると思われます。

(杉本座長)

それでは、協議に入りますので、活発な議論をお願いいたします。

検討事項の1「透明性の向上のための情報公開のあり方」に係る方向性について、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(細谷委員)

政務活動費に対する県民の皆さんや社会の関心は、ますます高くなってきており、我が会派としても、透明性の向上を図っていくことが必要であると考えています。

透明性の向上のために、会計帳簿や支出伝票、更には領収書などの証拠書類を県議会のホームページ上で公開することについては、県民の皆さんの利便性を高めるためにも、必要なことだと思っております。

先ほどの説明を聞いたところでは、全国47都道府県のうち、20都府県が政務活動費に係る証拠書類をホームページ上で公開または公開を予定しているということであり、本県でも検討していかなければならないと思っております。

ただし、本県では証拠書類が約5万枚ということで、他県と比較しても格段に多い状況であると思っております。

政務活動費に係る証拠書類の中には、個人の氏名や住所、口座番号などの非公開情報が多く含まれていると思っております。

ホームページ公開にあたっては、こうした個人情報漏洩することのないよう、細心の注意を払って実施しなければならないというふうにも思っております。

そうした中で、非公開情報のマスキング作業はどのように行ったらよいか、書類のPDF化はどのように行うのか、現行の議会局の担当職員数で実施できるのか、予算はどのくらい必要なのか等々、課題は山積していると思っております。

こうした課題について、一つ一つ検討して、解消していかなければならないと思っております。

一方、証拠書類の情報公開請求によらない、閲覧制度による公開については、すでにほとんどの都道府県で実施している状況であります。

まずは、閲覧制度を先行して実施し、ホームページ上での公開については、課題について引き続き検討するのも一つの方法かと考えております。

そこで議会局に質問したいのですが、例えば、令和元年度交付分の政務活動費の証拠書類を閲覧に供する場合、時期的にはいつごろから公開することが可能であるか、教えていただきたいと思っております。

(経理課長)

令和元年度交付分については、収支報告書及び証拠書類の写しを令和2年4月30日までに議長へ提出していただくこととなります。

その後、非公開情報のマスキング作業を行うこととなりますが、現行のやり方で、また現行の職員数で約5万枚すべての書類を閲覧に供することができるという状況になるのは、令和2年10月以降になると思っております。

**(細谷委員)**

ありがとうございました。

閲覧に供するまでには、一定の期間が必要であることが分かりました。

それともう一つ、現在、証拠書類のホームページ上での公開をしている都府県の中で、問題になっている点や、円滑に実施するために工夫をしている点について、確認の上、次回連絡会で教えてほしいと思います。

**(経理課長)**

承知しました。

次回、連絡会でご報告できるような形にさせていただきたいと思います。

**(細谷委員)**

次回連絡会で、議会局からの回答を聞いた上で、引き続き議論していきたいと思います。

**(栄居委員)**

取りまとめありがとうございました。

私たち立憲民主党といたしましては、ホームページ上での公開については、本県でも将来的に達成すべき問題だと考えております。

条例改正や支出伝票のナンバーリングなど、会計処理に関わる課題、公開するためのシステムなど、プラットフォーム作りでありますとか、個人情報の扱い、そして、職員の人員体制やこれらの裏付けとなる予算の問題等々、いま思いつくだけでも多くの課題があると考えております。

ホームページ上での公開については、まずはこういった課題があるのか、よく整理をする必要があるのではないかと考えます。

閲覧制度による公開については、現状、情報公開請求を受けた後に、議長の許可を経て、その後閲覧が認められるという、他県と比べても時間や手間のかかる手続きとなっているので、私たちの会派といたしましても、こういった状況を改めていく必要があると考えております。

**(谷口委員)**

我が会派としてはとにかくネット公開はやるべきだと考えております。

その上で、今回の連絡会では、考えられる課題が様々挙がっておりますので、まず何年度分をいつから公開するかという、目指すかという所を決定して、詳細の様々な課題についてはそこまできちっと埋めていくという手順がよいのかなと思っております。

また(2)の閲覧制度による公開につきましては、技術的な問題、マスキング等々の課題もあるかと思いますが、出来るだけ早く、即日に公開ができるような所にもっていければいいと思っております。

**(くさか委員)**

ホームページ上での公開については、私どもの会派もぜひ進めていただきたいと思います。

先程来出ているように、課題として、公開するに当たっての準備もある訳でございますので、それを一つ一つ解決して、いつからどのくらいのことが出来るかを本連絡会でよく話し合った方がよいと思います。

資料3にあるように神奈川県は証拠書類が非常に多く約5万枚ということで、それを従事職員でみると正職員3人、日々雇用職員2人ということで、他のところと比べても枚数の割に職員数が少ないということになっていますから、これだけで出来るかどうかも含めて、一つ一つ課題を解決していく必要があると思います。

(2)の閲覧制度による公開については、やはり15日以内というのはあまりにも時間が

かかり過ぎです。

それは職員が少ないのか、手続きが煩雑なのか、ちょっと定かではありませんけども、これでもできるだけ早く、時間を早めて出来るようにした方がいいと思います。

(相原委員)

まず(1)のホームページ上での公開ですが、この方向性は間違いのないところだと思いますので、後年ホームページ上での公開をすべきと考えます。

ただし、具体的な公開をする年度、またそれまでに検討すべき項目が多々ありますので、これについては今後、検討を重ねていくべきと考えるところでございます。

(2)の閲覧制度による公開(情報公開請求を不要とする)という検討事項に関してですが、これも方向性については全く問題のないところだと思います。

現行、4月末日が議長への各種書類の提出期限となっておりますので、そこから半年の間に、議会局に各種マスキング等の事務処理をして頂いて、半年後くらいからは即日公開が出来る形でも問題ないと思いますので進めていくべきと考えます。

(井坂委員)

私達も透明性向上のために、会計帳簿や伝票及び領収書等はホームページで公開すべきと思っています。

皆様から出された課題とかは、整理してそれぞれ方向性を決めなくてはいけませんので、開始時期等はその課題の整理などをしてからということになりますので、そこはまた決めていかなければならないかなと思っています。

あと、閲覧制度による公開については、他の都道府県をみると、神奈川県だけ未実施というのは早く解消すべきだと思いますので、閲覧制度でできるようにしたいと思います。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

追加のご発言や、他会派の発言に対して、ご質問等はございますでしょうか。

(なし)

今日は、共通して言えることは、ネットで公開をしましょうというのは全会派共通しているところがございます。

それから、閲覧制度につきましては、早めましょうというのが共通しているところがございます。

いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、次回連絡会において、引き続き協議を行い、議論を深めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

そのような形でご了承願います。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。

(なし)

それでは、次回の連絡会は11月18日(月)に開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の政務活動費連絡会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以上